

京都市告示第489号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和2年12月28日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	羽束師水0165号	伏見区羽束師志水町138番地の10地先 同町138番地の8地先	
2	大原水5002号	左京区大原野村町498番地の13地先 同町498番地の1地先	
3	石田水5005号	伏見区石田森南町46番地の18地先 同町46番地の50地先	
3	石田水5006号	伏見区石田森南町55番地地先 同町46番地の45地先	
4	淀水5005号	伏見区淀新町124番地の4地先 同町124番地の6地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	大枝水0207号	西京区大枝沓掛町11番地の1地先 同町11番地の47地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	大原水0574号	左京区大原野村町498番地の9地先 同町498番地の1地先	
2	岩倉水0122号	左京区岩倉村松町81番地の7地先 同町81番地の3地先	
3	久我水0119号	伏見区久我西出町6番地の13地先 同町6番地の15地先	
4	久我水0174号	伏見区久我西出町6番地の17地先 同町6番地の13地先	

(建設局土木管理部道路明示課)